

滋賀で誕生ありがとう事業協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀で誕生ありがとう事業の趣旨に賛同する法人、その他団体または個人（以下「企業等」という。）が、当事業に協賛する際に必要な事項について定めるものです。（滋賀応援寄附による寄附を除く。）

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が滋賀県（以下「県」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 当事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 当事業の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
- (3) 役務協賛 当事業の実施に要する役務（以下「協賛役務」という。）の提供
- (4) その他 前3号のほか、県が特に認めるもの

2 前項第2号に規定する協賛物品は、別紙「協賛物品の目安」を参考に「滋賀で誕生ありがとう事業」協賛物品受入審査会による審査を経て、受け入れを決定することとします。

「滋賀で誕生ありがとう事業」協賛物品受入審査会は、子ども若者政策・私学振興課長を長として、子ども若者政策・私学振興課員および子育て支援課員を構成員とします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称を表示することができます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、本事業の終了する日までとします。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申込みいただける企業等には、あらかじめ申込書（別記様式第1号。）を滋賀県知事に提出していただきます。

2 知事は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し申込受理書（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。

(協賛金の納入等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する協賛金の提供を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される振込依頼書により、県が指定する受入口座へ協賛金を納入していただきます。

2 県は、協賛金を受納した場合、受領書を発行いたします。

(協賛物品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する協賛物品の提供を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、県が指定する方法・場所に協賛物品を納品していただきます。

2 県は、協賛物品を受納した場合、受領証を発行いたします。

3 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等

は、県で指定するものとします。

4 複数の企業等から同一または類似の物品協賛の申込みがあり、かつ、その物品が必要数以上となる場合には、申込順に受理するものとします。

(協賛の特典等)

第7条 第5条第1項または前条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、次のとおりとします。ただし、前条第1項の規定による協賛者の特典については、協賛内容から換算した金額によるものとします。

・滋賀県HP等において、協賛者名、協賛金額・協賛物品名、協賛者からのメッセージを掲載します。

・500万円以上の協賛をいただいた場合、感謝状を贈呈します。

2 第2条第1項第3号および第4号の規定による協賛者に対する特典の取扱いは、前項に準ずるものとします。

3 企業等が複数回協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、その全てを当事業の経費に充て、目的外使途には一切使用しないものとします。

(協賛申込の不受理等)

第9条 知事は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、または当事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) 当事業について、品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他知事が不相当と判断する者

2 知事は、第4条第2項により協賛の申込みを受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

協賛物品の目安

商品として販売している物品（試供品含む）においては下記を満たすこと。また、それ以外の物品についても下記に準じること。

1 協賛物品の内容

協賛物品は、生まれた子どもやその保護者等が使用する物品・金券等とする。

【協賛物品例】

- ・紙おむつ、ベビーフード、おもちゃ、保湿液、ハンドクリーム等
- ・子育てにかかる物品購入や子育て支援サービスに使用できるクーポン券等

2 希望数量

- (1) 滋賀県内での出生者を対象とすることから、年間で1万個程度の協賛が望ましい。
- (2) 1万個未満の協賛の場合、概ね1,000個単位での協賛が望ましい。

3 安全・安心事項

- (1) 食品安全基本法、食品衛生法、JAS法（日本農林規格等に関する法律）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (2) 品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること）。
- (3) PL保険等に加入または加入予定であり、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
※PL保険に未加入の場合、損害保険会社のほか、商工会議所や商工会で加入できますので、お問い合わせください。
- (4) 知的財産権の係争中でないこと。
- (5) 原材料産地証明がなされている、または産地表示が商品パッケージに記載されていること。
- (6) 発火、爆発等の危険性がないこと、また、異臭発生のおそれがないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

4 その他の事項

- (1) 市町や地域を限定した配布は行わない。
- (2) 飲食物は常温保存が可能であり、賞味期限、消費期限が期限の1/2以上かつ6ヶ月以上残っていること。
- (3) 色落ちや変色等、商品の性質により変化がおこる可能性がある場合や、技術上の理由から消費者に何らかのデメリットが生じる可能性がある場合は、ラベルもしくは商品タグに取扱い上の注意を表示していること。

- (4) 衣料品や雑貨等、縫製されている製品や材料を含む場合は、検針検査を受けていること。
- (5) 布製の袋に入れて配送する見込みであることから、配送中に割れることが無いよう、割れ物やピン製品は避けること。
- (6) 原則として、JAN コードを取得しているものとします。(工芸品等を除く)
- (7) 県が求めるタイミングで、求める個数を指定する場所に配送できること。(配送料は協賛者で御負担いただきます。)
- (8) 協賛物品にかかる破損や事故、トラブル等についての責任は協賛者が負うものとし、真摯に対応すること。